

第 7 号議案

令和 8 年度中野区用地特別会計予算

上記の議案を提出します。

令和 8 年 2 月 9 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(別冊のとおり)

## 第7号議案

令和8年度 中野区用地特別会計予算

## 令和8年度 中野区用地特別会計予算

令和8年度 中野区用地特別会計予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、495,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (特別区債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる特別区債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 特別区債」による。

令和8年2月9日提出

中野区長 酒井直人

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

1 歳 入

(単位:千円)

款	項	金額
1 繰入金		89,000
	1 一般会計繰入金	89,000
2 特別区債		406,000
	1 特別区債	406,000
	歳 入 合 計	495,000

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 公債費		88,684
	1 公債費	88,684
2 用地費		406,316
	1 用地費	406,316
	歳出合計	495,000

## 第 2 表 特 別 区 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	
公共用地先行取得事業	406,000	<p><b>起債の方法</b>            証券の発行又は普通貸借の方法により、金融機関その他より起債する。            証券発行の場合における発行価格は、額面100円につき、99円以上とする。            なお、証券発行の場合において発行価格が額面を下回るときは、その発行価格差額を埋めるために必要な金額を左欄の限度額に加算した金額を限度額とすることもある。</p> <p><b>利率</b>            年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）</p> <p><b>償還の方法</b>            起債のときより据置期間を含め、30年以内に元金均等額、元利均等額又は元金一括額の償還をする。            ただし、融通条件又は財政の都合により、償還年限を短縮し繰上げて償還することもある。</p> <p><b>その他</b>            金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて起債することもある。</p>
計	406,000	